

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年6月2日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

成城地区脱炭素地域づくり広報PRマネジメント及び支援等業務委託

(2) 履行期間 契約の日から令和10年3月31日まで

※なお、契約は単年度ごとに締結し、履行状況が良好と認められる場合及び区の予算の配当を条件とし、マネジメント及び支援業務に関しての新たな契約を結ぶことを認める。

(3) 業務内容

①プロジェクトの統括マネジメント、施策実施支援

事業全体（「別紙2-1 事業全体概要」参照）を理解したうえで、プロジェクト目標（「別紙2-2 広報PR計画書」参照）の達成並びに区が実施する実証事業（別紙2-1 事業全体概要のP3参照）への参加促進につながる効果的な施策内容となっているか等の視点から、プロジェクト全体の進捗管理や各施策の実施状況把握、KPIの設定などの統括マネジメント及び区が目指す脱炭素地域づくりを踏まえた広報戦略視点からの総合的なアドバイスを行うこと。

②施策再構築等検討支援

(ア) 施策の見直し、再構築検討支援

各施策の効果やステークホルダー（自治会、地域内学校、地域事業者、協力・連携事業者等）との関係性づくり等の進捗を踏まえて、必要に応じて区が実施する施策の見直しまたは再構築、新たな企画検討について、必要な助言及び検討支援を行うこと。

(イ) 次年度広報計画策定支援

実施施策の進捗及び効果を踏まえて必要な施策の洗い出しなどの支援を行い、区と協議のうえで、次年度の広報計画を策定すること。

③SNS活用における運用支援及びコンテンツ制作

プロジェクト施策の一つであるSNS活用について、以下の支援及びコンテンツ制作を行うこと。

【SNS運用概要（予定）】

本業務で活用するSNSは以下のとおりとし、令和7年9月から運用を開始する。

- ・LINE公式アカウント（既アカウント：SEIJO GREEN CITY）
- ・Instagramのビジネスアカウント

(ア) SNS活用における運用ガイドライン等の作成・運用支援

SNS運用にあたり、区が作成する運用ガイドライン等の規約策定について、プロジェ

クト目標等を踏まえて、専門的知見からアドバイスを行うこと。なお、作成物は以下を想定する。

- ・利用規約
- ・運用ガイドライン
- ・配信基準

(イ) Instagram投稿用のフィードまたはリール用動画のコンテンツ制作（月1回）

成城地区の住民・事業者等が成城地域を好きになってもらい、地域及び脱炭素行動に目を向けてもらえるような、魅力向上につながる企画を提案し、区と協議のうえ、制作すること。なお、Instagram内のトレンドや新機能を取り入れた提案等を行うこと。

a. テーマ

- ・地域内の魅力スポット（みどり、施設など）
- ・サステナブルに取り組む人、お店
- ・地域内イベント など

b. 取材・撮影・編集

- ・取材の際は、原則受託者がアポイントを取ること。
- ・投稿に使用する写真及び動画は、原則本業務の中で新たに撮影すること。
- ・写真や動画において、人物やBGM等の使用に関しては、著作権等の権利関係の問題が発生しないものを使用すること。また、許諾が必要な場合は、受託者にて手続きを行うこと。
- ・効果的な音楽や効果音を挿入すること。
- ・キャプションは、単なる紹介文とならないよう、目的を踏まえ、ターゲットの興味関心を高める内容となるよう工夫すること。

④啓発ツールの企画・活用検討支援

当プロジェクトの認知拡大、機運醸成を目的に区が制作する啓発ツールについて、区が目指す脱炭素地域づくりを踏まえて、企画の支援を行うこと。なお、啓発ツールには、プロジェクトロゴ（SEIJO GREEN CITY）を使用し、環境に配慮した品を想定する。

⑤職員の自走支援

プロジェクトを遂行する区職員が自ら効果的なPR施策や手法を検討し、各施策分析に基づく効果測定・検証、指標（KPI）の設定等ができることを目指した支援を行うこと。

2 参加資格条件

提案書提出者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税、市長村民税を滞納していないこと。
- (5) 本プロポーザルの審査委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

3 審査委員会

本プロポーザルの審査に関する審議は、審査委員会設置要綱により審査委員会を設置し行う。委員会は、下表に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

委員長	環境政策部長	中西 成之
委員	環境政策部 気候危機対策課長	上原 雅三
委員	砧総合支所 街づくり課長	市川 泰史

4 提案書の提出対象者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加表明書に基づく前記2の参加資格の確認のみを行う。参加資格の確認ができた提出者には、プロポーザル招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった提出者には、確認できなかった旨を通知する。

5 提案書を特定するための評価基準

提案書の審査は、審査委員会が別に定めた審査要領に基づき審査（書類審査及びプレゼンテーション）を実施する。

<審査項目及び審査の視点>

	審査項目	審査の視点
提案書	業務実施方針	本事業の目的を踏まえ、的確な着眼点から発想された内容であるか
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・動員計画に妥当性があり、業務分担が不明確・不自然でないか ・管理者及び担当者は、企業実績に係る実務実績があり、専門技術や知識を十分に発揮できると認められるか
	特定テーマに対する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の理解度が高い提案であるか ・業務目的、特性を適切に把握した提案であるか（着眼点、問題点、解決方法等） ・業務の進め方、手法に説得力、実現性があるか ・独自性があり、創意工夫がなされている提案であるか
	企業実績	同種又は類似の業務実績があり、本業務内容と照らして適切な業務履行が期待できるか
	資料作成	提案内容や企業実績等の資料がわかりやすく、表現力、説得力のある効果的な構成となっているか
	見積もり概算	提案内容との整合性（参考見積の内容が、提案内容に対して不適切と判断できる場合は特定しない）
	ヒアリング	取組み姿勢
コミュニケーション能力		説明がわかりやすいか、質問に対する応答が明快かつ迅速か

6 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区環境政策部気候危機対策課

住所 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 (二子玉川分庁舎B棟3階)

電話 03(6432)7133 FAX 03(6432)7981

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和7年6月2日(月)～6月16日(月)

場所・方法 世田谷区ホームページ掲載

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02240/25823.html>

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限 令和7年6月16日(月)午後5時まで

※土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

提出場所 環境政策部気候危機対策課

提出方法 持参又は郵送(締切日必着。郵送は書留郵便に限る。)

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 令和7年7月23日(水)午後5時まで(厳守)

提出場所 環境政策部気候危機対策課

提出方法 電子メール

※電子メールアドレスは招請通知内にてお知らせする。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ・日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・契約保証金：免除
- ・契約書作成の要否：要
- ・審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

(3) 参加表明書及び提案書の作成について

- ・参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。
- ・提案書作成のために区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用してはならない。

(4) 記載内容の変更等について

- ・参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、発注者の了承を得なければならない。また、

審査に必要な場合は、提出後においても追加書類の提出を求める場合がある。

(5) 提案者の失格について

- ・参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 詳細は実施説明書による。

8 本件担当

環境政策部気候危機対策課 脱炭素地域づくり担当 阿部、戸頃

住所：〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1（二子玉川分庁舎B棟3階）

電話：03（6432）7133

窓口：午前8時30分～午後5時（土日、祝日を除く）